



誰もが希望を持てる社会を実現！ オンライン(ウェビナー)で決起集会を開催し、 ヤマ場に向けて意思統一を図る



▲主催者挨拶をする吉川会長

3月6日、オンライン併用による「2021春季生活闘争三重県決起集会」を約330名が結集して開催しました。冒頭、今年の3月11日に東日本大震災から10年を迎えるにあたり、犠牲者の冥福を祈って黙とうを行いました。

主催者を代表して吉川会長は、「コロナ禍により今まで経験のない中での交渉であるが、人への投資を前面に出して労使交渉を行っていただきたい。また業績格差があるなかで厳しい環境下での春闘ではあるが、最後までしっかり取り組んでいただきたい。」と挨拶しました。続いてビデオによる連合本部の神津会長からのメッセージ、その後は、松山副会長による「連合三重2021春季生活闘争の取り組み」のポイント説明を行いました。

次に、民間労組代表で自動車総連の矢野雄太さん、官公労代表で自治労の石原知枝さん、パート・有期雇用労働者代表でUAゼンセンの左近貴洋さんから、現状報告と決意表明をいただきました。その後、女性・青年委員会青年部長の松井洋介さんによる集会アピール、私鉄総連の二之湯未奈子さんによる3.8国際女性デーアピールを読み上げ、参加者全体の拍手で確認しました。

最後は、伊藤副会長より閉会の挨拶を行い、ヤマ場に向けて取り組むことを確認して意思統一を図るとともに、コロナ禍の中で私たちの生活を支えているエッセンシャルワーカーなどすべての働く人への感謝の意を込めて、全員の拍手をもって閉会しました。

また、連合三重2021春季生活闘争では、地域の相場形成や世論喚起に向けた記者会見や街宣行動、行政や経営者・経済団体への要請行動、学習会などを開催し、中小・地場で働く労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」に取り組んでいます。



▲連合三重街宣車



▲集会アピールを読む女性・青年委員会青年部長/特別執行委員の松井 洋介さん(自治労)



▲3.8国際女性デーアピールを読む二之湯 未奈子さん(私鉄総連)

決意表明



▲上段 矢野 雄太さん(自動車総連)
下段 左から石原 知枝さん(自治労)
左近 貴洋さん(UAゼンセン)



▲ハイブリッドによる闘争委員会を開催(2月19日)

▲各組織の情報交換を行う



▲ヤマ場に向けてみんなで頑張ろう



変わります! / 障がい者の「法定雇用率」

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、従業員的一定割合(=法定雇用率)以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。



	現行(2021年2月まで)	2021年3月1日から
民間企業	2.2%	2.3%
国・地方公共団体	2.5%	2.6%
教育委員会	2.4%	2.5%

2021年3月1日から
0.1%引き上げ

常時雇用している労働者が120人の企業の場合、2人以上の障害者雇用の義務があります。

例 120人 × 2.3% = 2.76人 → (法定雇用率) **2人** (小数点以下切り捨て)

※ 短時間労働者や、重度障がい者などは、カウント方法が異なります。



2021年3月1日から 雇用率制度の対象となる事業主の範囲が、
従業員45.5人以上から **43.5人以上に広がりました**

企業規模別法定雇用障がい者数の範囲の変化

規模	43.5人以上 45.5人未満	45.5人以上 100.0人未満	100.0人以上 300.0人未満	300.0人以上 500.0人未満	500.0人以上 1,000.0人未満	1,000.0人以上 5,000.0人未満	5,000.0人以上 10,000.0人未満	10,000.0人 以上
法定雇用 障がい者数の 範囲の変化	0 ↓ 1人	1~2人 (変化なし)	2~6人 (変化なし)	6~10人 ↓ 6~11人	11~21人 ↓ 11~22人	22~109人 ↓ 23~114人	110~219人 ↓ 115~229人	220人~ ↓ 230人~

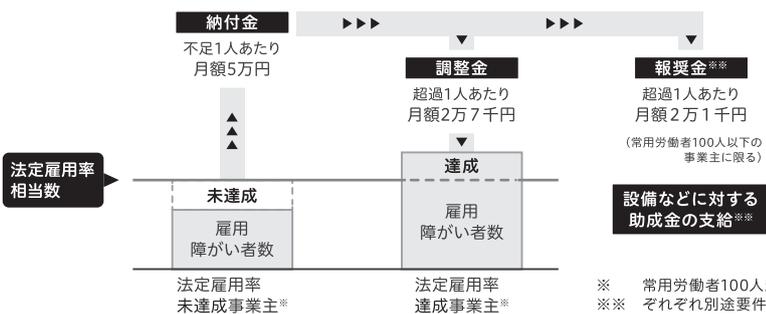
職場の雇用率(=実雇用率)の計算方法は?

$$\frac{\text{障がい者である常用雇用労働者} + \text{障がい者である短時間労働者} \times 0.5}{\text{常用雇用労働者} + \text{短時間労働者} \times 0.5} = \text{実雇用率}$$

※ 重度障がい者等は1人あたり2人、短時間労働者は1人あたり0.5人(重度の場合は1人)雇用とカウントされる。

障害者雇用納付金制度とは?

法定雇用率が未達成の事業主※が収めた納付金が、調整金や報奨金などの財源となります。



三重県内の民間企業における障害者実雇用率は2.28%(三重労働局令和3年1月15日発表)で、7年連続で過去最高を更新しています。



障がいの種類や重さに関わらず、働く意欲と能力に応じて、地域で働きながら暮らしていけるよう、取り組みを進めていきましょう。

「障がい者雇用」に関する詳しい情報は こちら



進めよう! / 同一労働同一賃金

同じ職場で働く仲間の待遇改善に向け、パート・有期雇用労働者の実態を把握し、労働組合として「働き方改革」の着実な定着を図る取り組みを実施しよう!

テレワーク制度の利用も含め、あらゆる待遇について、その性質や目的を踏まえて1つ1つ丁寧に確認しよう!



2021年4月1日より

同一労働同一賃金(パート・有期法)が中小企業にも適用されます

- Point 雇用形態の違いによる不合理な待遇差の禁止規定の整備
- Point 同一労働同一賃金ガイドラインの策定
- Point 待遇に関する説明義務の強化

「同一労働同一賃金」に関する詳しい情報は こちら



あなたの
職場の

／ 変えていこう！ ／ 60歳以降の働き方

「人生100年時代」「年金の支給開始年齢の原則65歳化」など、高齢期の労働者を巡る環境は大きく変化しています。60歳以降も、年齢にかかわらず、誰もが安心して、モチベーション高く働くことができる環境整備が重要な課題となっています。

現在の法律の内容をもう一度確認！

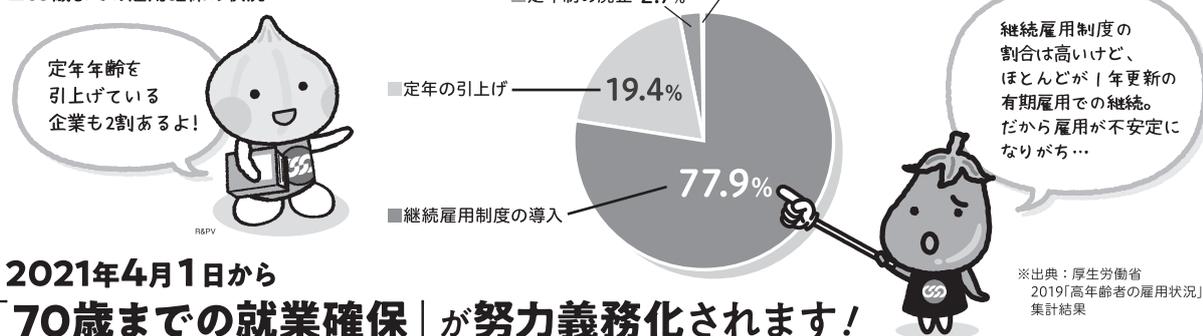
- (1) 定年年齢は60歳を下回ってはいけません！
- (2) 企業は、60歳以降も①～③の3つの措置のいずれかで、雇用を確保しなければなりません！

①
65歳への
定年の
引上げ

②
定年制の
廃止

③
65歳までの
継続雇用制度
の導入

■65歳までの雇用確保の状況



2021年4月1日から

「70歳までの就業確保」が努力義務化されます！

70歳までの就業確保 (新たな努力義務)

〈措置の選択肢〉

雇用による
措置

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入

雇用によらない
措置
(創業支援等措置)

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入

雇用によらない措置(④・⑤)を導入する場合は過半数労働組合等の同意が必要です！

60歳以降も、誰もが高いモチベーションをもって働き続けられることができる環境を整備することは、労働者にとってはもちろん、企業の発展のためにも重要です。「働き方の価値」にふさわしい処遇の確立を労働者の安全と健康を確保しましょう。

「高齢者雇用」

に関する
詳しい情報は
こちら



／ 実現しよう！ ／

長時間労働のない職場

コロナ禍においても、誰もが安心して、健康に働き続けられる環境づくりが必要です。職場の取り組みを確認・徹底し、長時間労働を是正しましょう。

Action!

36

2021年4月より、36協定届のココが変わります！



政府のデジタルガバメント推進の方針を受け
使用者の押印欄がなくなります



過半数代表者の適正な選出を担保するための仕組みとして
36協定を結ぶ労働者代表の適格性を
チェックする欄が設けられます

残業中



- ・使用者の押印欄が廃止されるのは、行政へ届け出る36協定届のみです。
- ・労使で結ぶ36協定には、今まで通り、労使で話し合いの上、押印等をして結びましょう。
- ・行政に提出する36協定届が36協定を兼ねている場合には、今まで通り36協定届に労使双方の押印等が必要です。

36協定
時間外・休日労働に関して、労使で書面により結ぶ協定

36協定届
結んだ36協定の内容を、労働基準監督署に届け出するための様式

「36協定ハンドブック」

(PDF)は
こちら





「1+1=女性之力」 女性の仲間たちが集う

3月8日、コンフェット鈴鹿平安閣において、『誰もが「自分らしく」輝ける、多様性のある男女平等参画を実現しよう!』をテーマに、連合三重の女性役員をはじめ構成組織や鈴鹿地協女性委員会から25名の参加を得て、「3.8国際女性デー学習会」を開催しました。

まず、鈴鹿地協の矢田議長から開会の挨拶をいただいた後、鈴鹿地協女性委員会の活動紹介、金森副会長による「男女がともに働きやすい環境を実現するために～気づこう、アンコンシャス・バイアス～」の演説で基調提起を行いました。その後、各組織における男女平等推進に向けた取り組みの紹介や活発な意見交換を行いました。

最後は、同日東京で開催した連合本部の3.8国際女性デー集会へオンラインで参加し、来賓としてお招きした地元鈴鹿市の末松市長にご挨拶をいただきました。



▲女性のエンパワーメントを結集

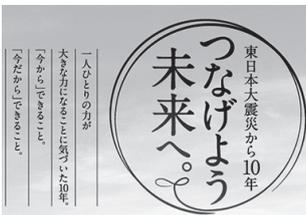


▲末松鈴鹿市長のご挨拶



▲鈴鹿地協女性委員会の小倉委員長(鈴鹿市職労組)

3.11 東日本大震災を “忘れない、風化させない、その教訓をいかす”



2011年3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とする大地震が発生。東北地方の太平洋側に到達した大津波は、沿岸地域に甚大な被害をもたらしました。

「少しでも早く、一人でも多く、被災された方の力になりたい」。

そんな思いから、連合三重は救援カンパ、救援物資の提供、のべ約700名の被災地への救援ボランティア派遣など、救援活動を展開しました。

あれから10年が経ち、東日本大震災以降も地震や水害など大規模な自然災害は各地で起こっています。

連合三重はこれからも災害が起こるたび、被災者・被災地に寄り添った支援活動を続けていきます。



連合三重は、岩手県を中心に救援活動に取り組みました。

やさしいキモチ運動

「シトラスリボンプロジェクト」 に賛同しています

「シトラスリボンプロジェクト」とは、新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者・エッセンシャルワーカーの方が、地域・家庭・職場(学校)で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、暮らしやすい社会をめざす愛媛県発の市民運動です。

連合三重では、「三重県やさしいキモチ運動」として、執行委員会(2021年1月22日開催)において「シトラスリボン運動」に賛同し、寄付金付きのピンバッジを作成して普及に努める取り組みを確認しました。

また、3月15日に三重県庁内において、三重県「新型コロナ克服 みえ支え”愛”募金」に100万円を寄付し、医療従事者への支援に活用



いただくよう依頼しました。



▲三重県へ寄付
詳しくは「シトラスリボンプロジェクト」公式ホームページをご覧ください▶



三重大学との共同研究を行う

連合三重では、「働くことと労働組合」をテーマに、社会人としての責任や働くことの意義と働く者を守る労働法制などについて講義を行いました。

今年度の三重大学の授業は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、リモートによる講義となりました。

2020年10月7日から2021年2月3日の毎週水曜日に各構成組織の役員をはじめ、三重県、三重労働局、三重県経営者協会など、関係団体の協力を得て三重大学との共同研究として取り組みました。



▲リモートで講義を行う藤岡事務局長

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

東海ろうきん

健全・安心・貢献
〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本てただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

こくみん共済

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

共済事業をとおして「労働者福祉運動」をサポートします。

三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。